

東北歴史博物館における来館者負傷事故に係る和解について

東北歴史博物館において発生した来館者の負傷事故について、知事の専決処分により和解が成立し損害賠償額の額が決定したので報告する。

記

1 事故の概要

(1) 発生年月日

平成30年5月3日（木）午後0時50分頃

(2) 発生場所

多賀城市高崎一丁目22-1（東北歴史博物館森のピロティ内）

(3) 事故の概要

東北歴史博物館森のピロティ内において、展示用パネルが強風により転倒し、付近にいた来館者に倒れかかり、傷害を負わせたもの。

2 和解内容

(1) 和解の相手方

イ 住 所 岩沼市二木一丁目3番4-5号

ロ 氏 名 加藤 里紗

(2) 和解の内容

イ 内 容 示 談

ロ 示談年月日 平成30年8月20日

ハ 損害賠償額 9,197円

ニ 和解内容 県は相手方に上記損害賠償額を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄するもの。

3 知事専決処分年月日

平成30年8月9日